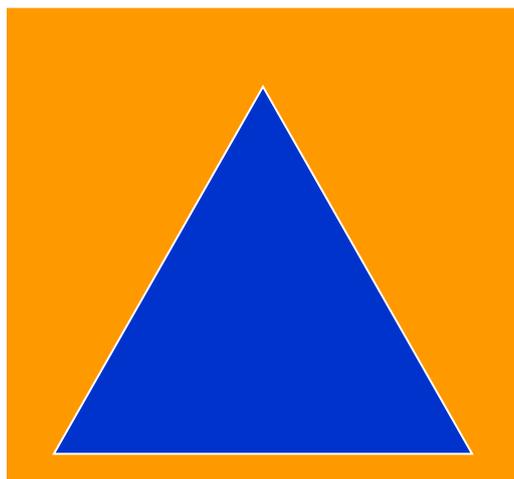


久留米市国民保護計画の概要



平成29年度

福岡県久留米市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	用語の定義	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
1	基本的人権の尊重	2
2	国民の権利利益の迅速な救済	2
3	国民に対する情報提供	2
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	高齢者、障害者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保	3
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	4
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	5
1	武力攻撃事態	5
2	緊急対処事態	5
第2編	平素からの備えや予防	6
第1章	組織・体制の整備等	6
第1	市における組織・体制の整備	6
1	市の各部局における平素の業務	6
2	市職員の参集基準等	6
3	消防機関の体制	6
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	6
第2	関係機関との連携体制の整備	6
1	基本的考え方	6
2	県との連携	7
3	他市町村等との連携	7
4	指定公共機関等との連携	7

5	ボランティア団体等に対する支援	7
第3	通信の確保	7
第4	情報収集・提供等の体制整備	7
1	基本的考え方	8
2	警報等の伝達に必要な準備	8
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	8
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	8
第5	研修及び訓練	9
1	研修	9
2	訓練	9
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	9
1	避難に関する基本的事項	9
2	避難実施要領のパターンの作成	9
3	救援に関する基本的事項	10
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	10
5	避難施設の指定への協力	10
6	生活関連等施設の把握等	10
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	10
1	市における備蓄	10
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	10
第4章	国民保護に関する啓発	11
1	国民保護措置に関する啓発	11
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	11
第3編	武力攻撃事態等への対処	12
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	12
1	事態認定前における国民保護警戒本部の設置及び初動措置	12
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	12
第2章	市対策本部の設置等	13
1	市対策本部の設置	13
2	通信の確保	13
第3章	関係機関相互の連携	14
1	国・県の対策本部との連携	14
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	14
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	14
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	14

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	14
6	市の行う応援等	14
7	ボランティア団体等に対する支援等	15
8	住民への協力要請	15
第4章	警報及び避難の指示等	15
第1	警報の伝達等	15
1	警報の内容の伝達等	15
2	警報の内容の伝達方法	16
3	緊急通報の伝達及び通知	16
第2	避難住民の誘導等	16
1	避難の指示の通知・伝達	16
2	避難実施要領の作成	17
3	避難住民の誘導	17
4	避難の方法の基本的考え方	17
5	大都市における住民の避難等	17
6	各事態での避難の方法の考え方	17
第5章	救援	18
1	救援の実施	18
2	関係機関との連携	18
3	救援の内容	18
第6章	安否情報の収集・提供	18
1	安否情報の収集	18
2	県に対する報告	18
3	安否情報の照会に対する回答	19
4	日本赤十字社に対する協力	19
第7章	武力攻撃災害への対処	19
第1	武力攻撃災害への対処	19
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	19
2	武力攻撃災害の兆候の通報	19
第2	応急措置等	19
1	退避の指示	20
2	警戒区域の設定	20
3	応急公用負担等	20
4	消防に関する措置等	20
第3	生活関連等施設における災害への対処等	20
1	生活関連等施設の安全確保	20

2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	2 1
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	2 1
1	武力攻撃原子力災害への対処	2 1
2	NBC攻撃による災害への対処	2 1
第8章	被災情報の収集及び報告	2 1
第9章	保健衛生の確保その他の措置	2 2
1	保健衛生の確保	2 2
2	廃棄物の処理	2 2
第10章	国民生活の安定に関する措置	2 2
1	生活関連物資等の価格安定	2 2
2	避難住民等の生活安定等	2 2
3	生活基盤等の確保	2 3
第11章	特殊標章等の交付及び管理	2 3
第4編	復旧等	2 4
第1章	応急の復旧	2 4
1	基本的考え方	2 4
2	公共的施設の応急の復旧	2 4
第2章	武力攻撃災害の復旧	2 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	2 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	2 5
2	損失補償及び損害補償	2 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	2 5
第5編	緊急対処事態への対処	2 6
1	緊急対処事態	2 6
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	2 6

第1編 総論

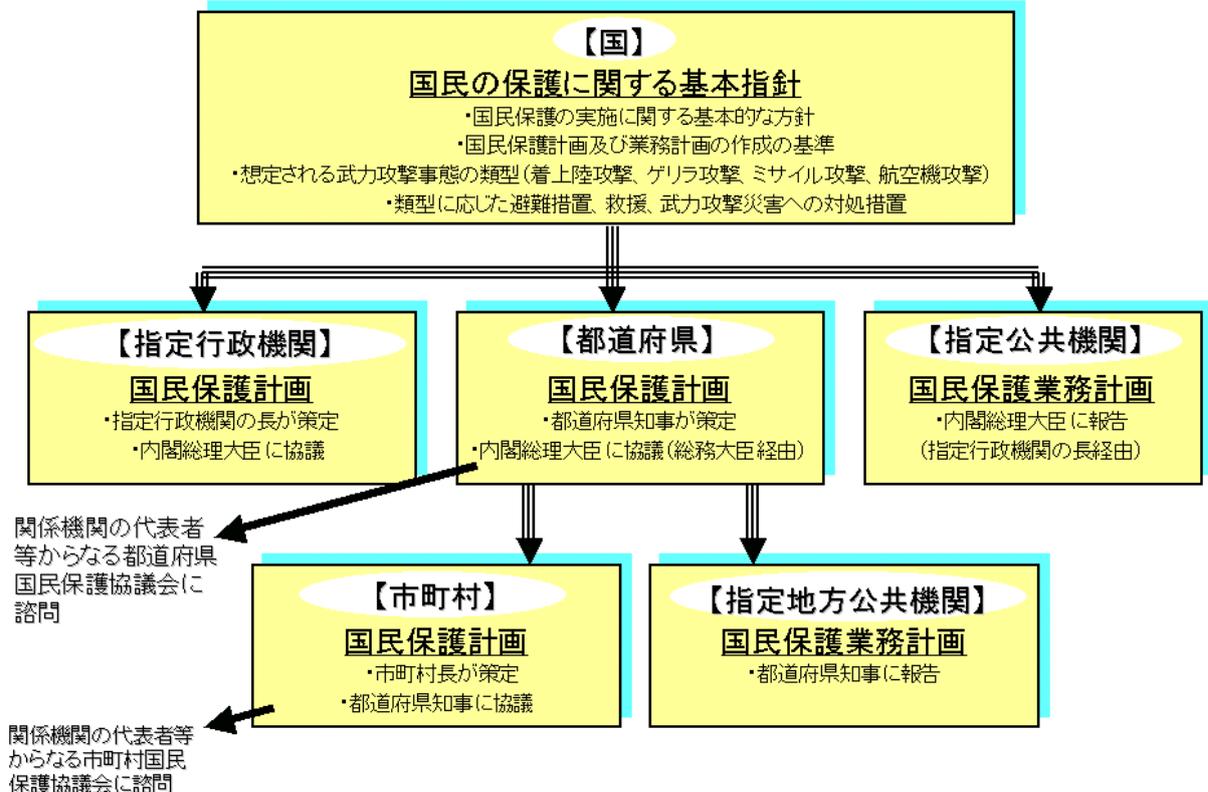
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

久留米市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び福岡県国民保護計画を踏まえ、久留米市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成



2 市国民保護計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編
- 避難実施要領のパターン

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう、担当部局を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保する。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

久留米市国民保護対策本部は、事態対策本部及び福岡県国民保護対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

また、消防団及び自主防災組織の活性化を促進し、その充実を図るとともに、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

6 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

市は、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意する。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

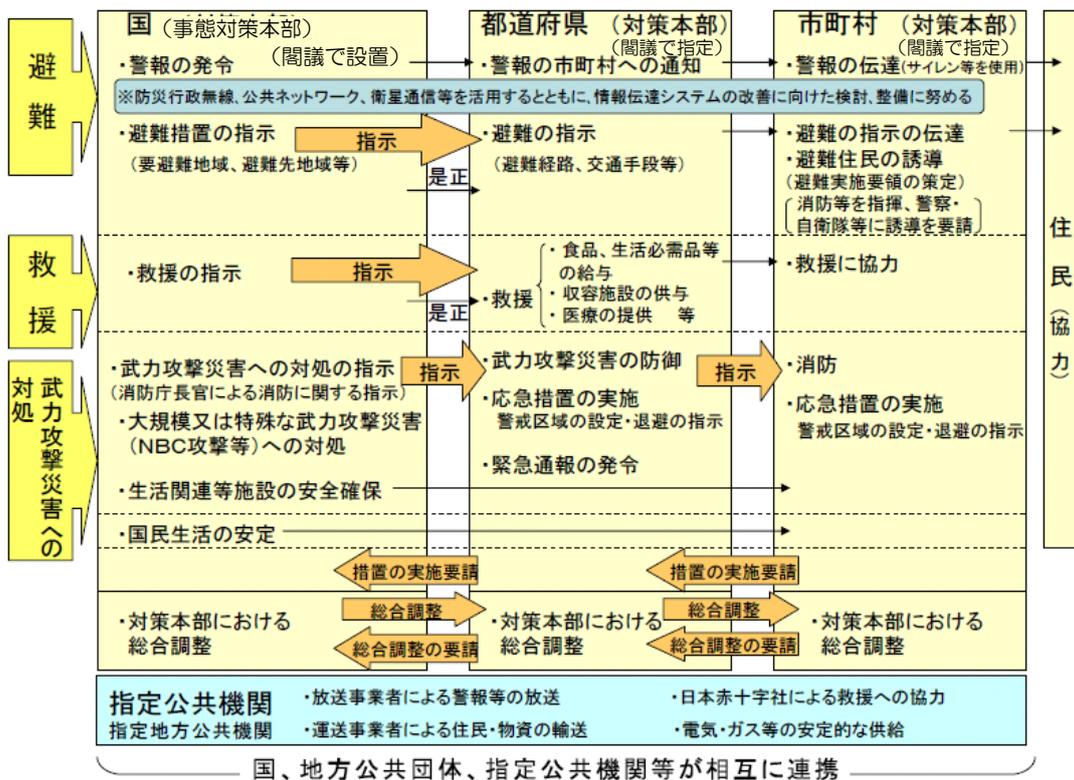
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県等と相互に連携協力し、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握しておくこととし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

- 1 地理的特徴等
地形、気候等
- 2 社会的特徴等
人口分布、道路及び鉄道の位置等、自衛隊施設等

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、以下の4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

市は、初動対応に万全を期し、24時間即応可能な体制を確保するとともに、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、参集基準を定める。

3 消防機関の体制

久留米広域消防本部は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。
また、市は、消防団の充実・活性化を図るとともに消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償等国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、総合的な窓口を開設する。また、関連する文書を適切に保存する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
- (3) 関係機関相互の意思疎通

2 県との連携

市は、国民保護措置の実施ができるよう、県や県警察との連携を図る。

3 他市町村等との連携

市は、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における他市町村相互間の連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

市は、区域内の指定公共機関、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との緊密な連携を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

市は、地域の防災活動の推進を図るため、自治会等を単位とした自主防災組織の育成を推進するとともに、支援を行う。

また、自主防災組織以外のボランティア団体等との連携、活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。

(2) 防災行政無線の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の整備と通信のデジタル化の推進に努める等通信の確保に努めるものとする。

(3) 県警察との連携

市は、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、その収集を行い、所定の様式により、県に報告する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県の安否情報収集体制の確認を行う。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

市は、研修機関の研修課程を有効に活用し、市職員の研修機会を確保する。

2 訓練

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施においては、防災訓練との有機的な連携、校区コミュニティ組織等の協力、避難行動要支援者への的確な対応、住民に対し広く訓練への参加を呼びかける等訓練の普及啓発に資するよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

- (1) 基礎的資料の収集
- (2) 隣接する市町村との連携の確保
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者への配慮
- (4) 民間事業者からの協力の確保
- (5) 学校や事業所との連携

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

- (1) 県との調整
- (2) 基礎的資料の準備等

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

6 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

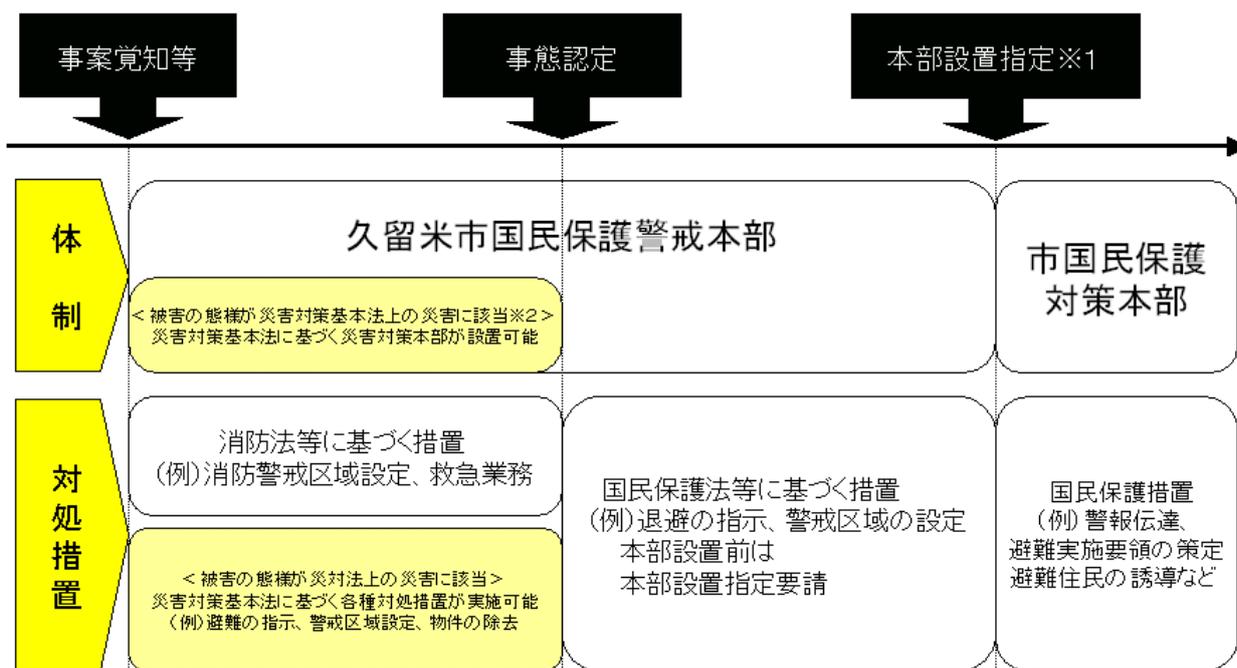
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における国民保護警戒本部の設置及び初動措置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「国民保護警戒本部」を設置する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量排出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護準備体制を立ち上げ、又は、国民保護警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

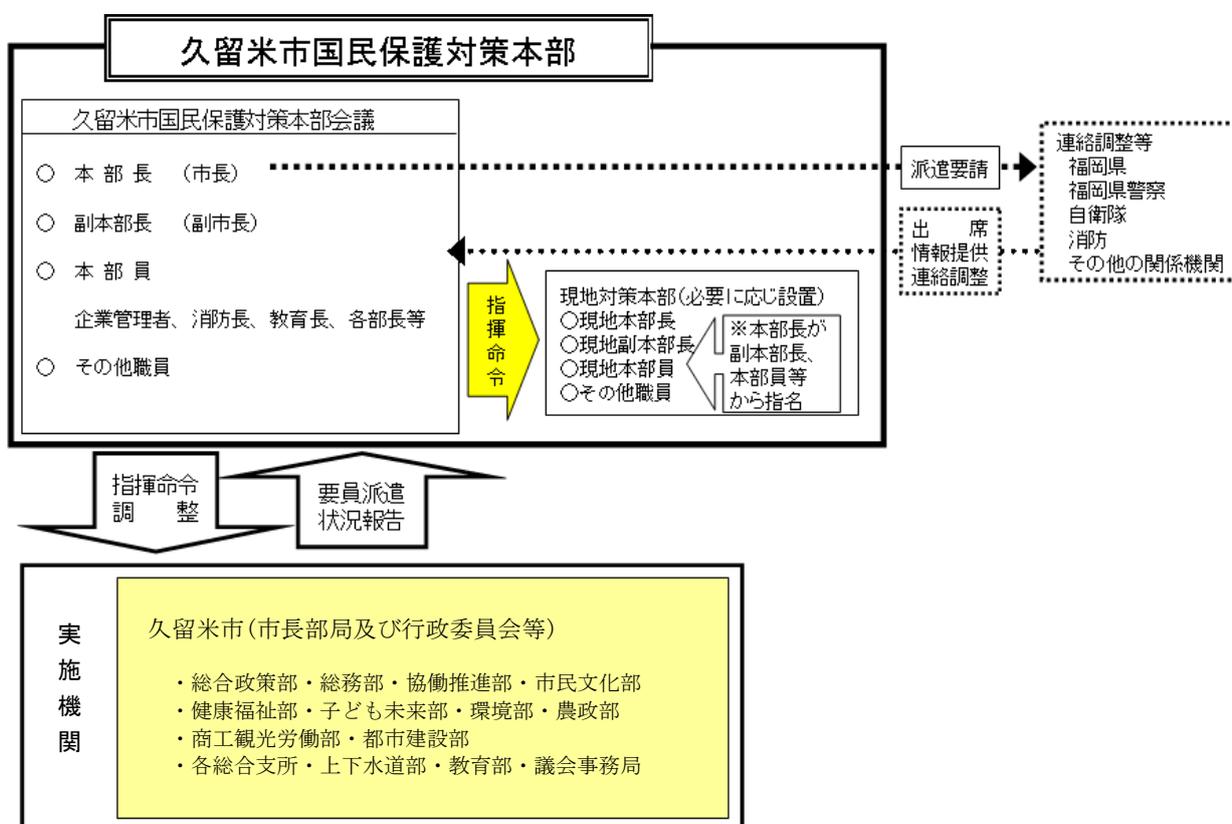
第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

● 市対策本部の組織構成及び機能

【市対策本部の組織構成図】



2 通信の確保

市は、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。また、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

また、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員派遣の要請を行う。

6 市の行う応援等

市は、他の市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

市は、自主防災組織による情報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その活動に対する資材の提供等により、必要な支援を行う。

また、ボランティア活動に際しては、その可否を判断する。

8 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導、避難住民等の救援等の措置を行う場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、安全の確保に十分に配慮する。

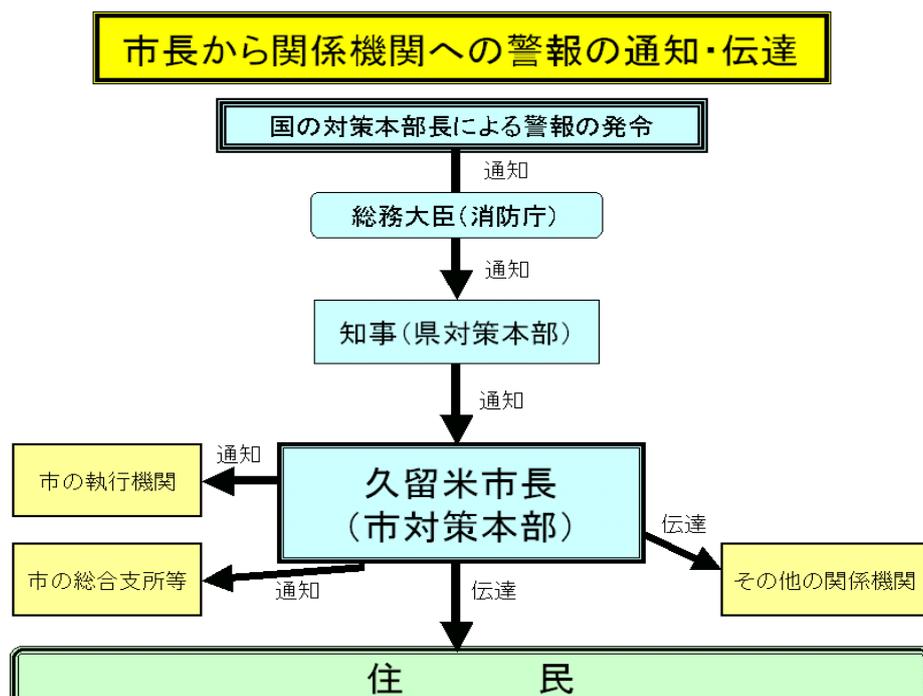
第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。



2 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、警報が発令された事実等を周知するとともに、特に、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

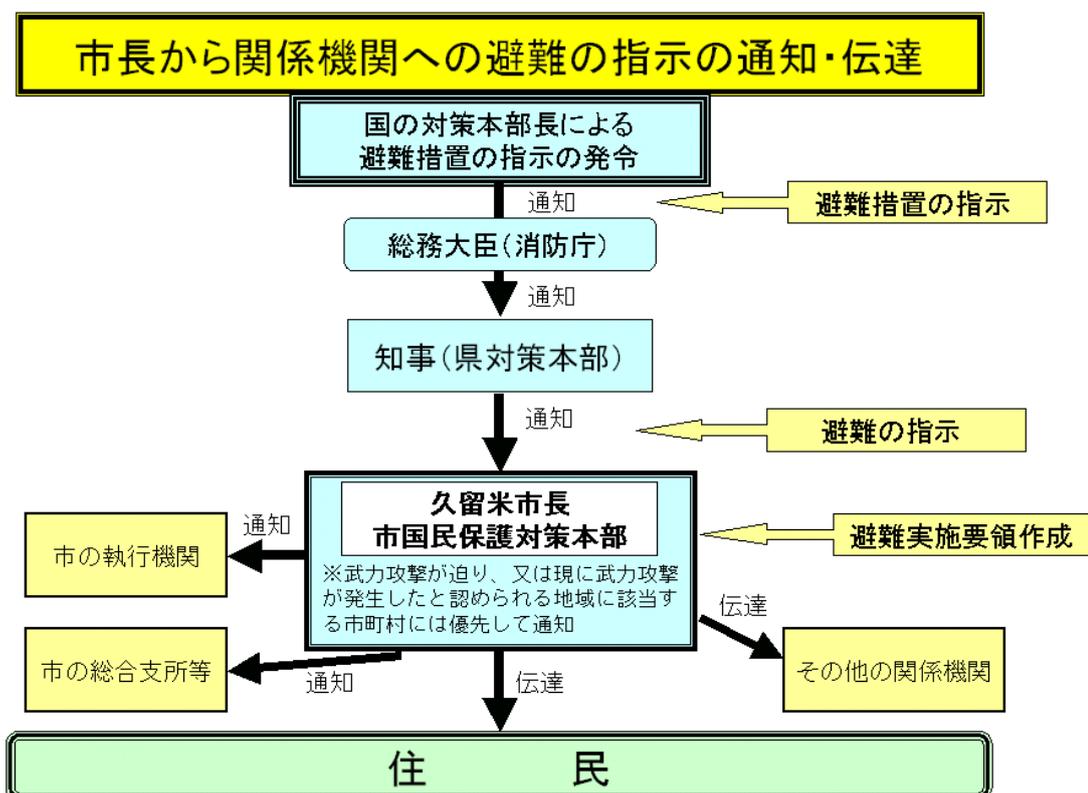
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

3 避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、関係機関との連携、自主防災組織等に対する協力の要請、食品の給与等の実施や情報の提供、高齢者・障害者・乳幼児等への配慮、残留者等への対応、避難所等における安全確保、通行禁止措置の周知、避難住民の復帰のための措置等、必要な措置を講じる。

4 避難の方法の基本的考え方

- (1) 屋内への避難（退避）
- (2) 市内での避難
- (3) 市の区域を越える避難
- (4) 避難行動要支援者の避難

5 大都市における住民の避難等

市長は、できる限り地域、自治会、学校、施設、事業所単位で集合し、避難行動要支援者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行うものとする。

6 各事態での避難の方法の考え方

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

住民は屋内に避難することが基本であり、避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃の場合と同様に、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を作成し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

(3) 着上陸侵攻の場合

事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

第5章 救援

市長は、避難先地域等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するための救援に関する措置を実施することとなるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等の措置を関係機関の協力を得て行う。

2 関係機関との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、また、県内の他の市町村との調整を行うよう要請するとともに、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

3 救援の内容

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、関係機関に対し、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。

3 安否情報の照会に対する回答

市は、安否情報の照会窓口等について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知し、住民からの安否情報の照会を受け付ける。

また、安否情報を回答する場合には、照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。この場合には、個人情報の保護に配慮する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。また、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

2 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

3 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。また、緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用の措置を講ずる。

4 消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

また、市が管理する生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、市の区域内に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合、地域防災計画等に定められた措置等に準じて、通報及び公示、住民の避難誘導、国への措置命令の要請等、所要の措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、その被害の現場における状況に照らして、退避を指示し、又は警戒区域を設定する等の所要の措置を講ずる。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、地域防災計画に準じて、保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策等の措置を講ずる。

2 廃棄物の処理

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。また、地域防災計画の定めに基づいて、廃棄物処理体制を整備する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給等、適切な措置を講ずる。

また、市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

水道事業者、水道用水供給事業者は、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。また、道路等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、関係する職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用さ

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。また、必要があると認める場合には、県に対し、必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。また、市は、その管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償及び損害補償

市は、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償及び損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処について必要な事項を以下のとおり定める。

1 緊急対処事態

市は、緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

市は、国の対策本部長により、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関等に対し通知及び伝達を行う。